平成30年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設 拡充 延長・その他)

No	6							府省庁名		総務省
対象税目		個人住民税 法人住民税 事業税								
要望 項目名		地方独立行政法人に対する寄付金等に係る課税標準の特例措置の拡充								
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 地方独立行政法人制度に係る税制上の措置を講ずること 地方独立行政法人は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実 に実施されることが必要な事務及び事業を行う法人であり、地方独立行政法人制度を活用することで、目標によ る管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等により、業務の 効率性や質の向上が期待される。								
		0, 3, 3, 4, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5, 5,	いる。 ・財産を寄付し ・寄付金を支出 ・寄付金を支出 平成 29 年 6 月 リ、市区町村の) とすること(※ 「地域包括ケ リ新設された「	立行政法人に対した場合に、譲渡した場合に、一次した場合に、一次した場合に、当時の法改正により窓口関連業務を行う。	所得をなかっ 定金額を所得 該寄付金の額 リ、地方独立行 テう地方独立行 化のための介 ついて、関係行	たものとお額から控照を損金に気を損金に気法人の方政法人に	かなす(個余(個人住章人(事業) 対象業務に対する寄作 対する寄作	人住民税) 民税) 税) 二市区町村の窓 対についても、 改正する法律 地方独立行政	口関連業務 上記課税標 (平成 29 年 法人の対象	例措置が設けられて を追加することとな 準の特例措置の対象 法律第52号)」によ 業務に加えることと
関係	条文	項、	所得税法施行令第		条の23第1耳	頁(法人税)				頁、所得税法第 78 条第 2 、第 314 条の 7 第 1
減 見込	収 込額		切年度] 改正増減収額]	0 ()	[平年度	[]	0 ()	(単位:百万円)
要望	理由		の公益増進を図 地方独立行政 国・地方の厳し 2)施策の必要 現行、「公益 科学の振興、法 東 京、大 町大 で の が で で で の で で の で の の で り で り で り で り で り	ること。 法人は、国・地方い財政状況に鑑さ 性 目的事業を行う法 化の向上、社会 37条第4項)」「 口関連業務を行	公共団体からみて、広く外 会人(租税特別 への貢献その につい方独立行 貢献その他公	運営費交付部資金を発 計措置法第他公益の場 特例措置の 政法人は、	寸金や施設 算入し、経 40条第1 増進に著し D対象とさ まさに「	整備費補助金を 営に役立てるこ 項、所得税法等 く寄与する法と れているところ 公益目的事業を	を得て事業が こと。 第 78 条第 2 人(租税特別 う。 を行う法人」	することにより、地域 運営しているところ、 項)」「教育若しくは 別措置法第 70 条第 1 「教育若しくは科学 ものであることから、
本要 対応 縮源	する	なり	L							
							ページ		6—	1

企理性	政策体系における政策目的の位置付け			29 年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画(24 年 6 月策定、28 年 3 月改正)】 II. 地方行財政 1. 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等					
	政策の 達成目標			○ 公益目的事業たる市区町村の窓口関連業務を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することにより、地域の公益増進を図ること○ 地方独立行政法人は、国・地方公共団体から運営費交付金や施設整備費補助金を得て事業運営しているところ、国・地方の厳しい財政状況に鑑みて、広く外部資金を導入し、経営に役立てること					
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間		恒久措置					
			の期間中 成目標	○ 市区町村の窓口関連業務を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することにより、地域の 公益増進を図ること ○ 地方独立行政法人は、国・地方公共団体から運営費交付金や施設整備費補助金を得て事業運営 しているところ、国・地方の厳しい財政状況に鑑みて、広く外部資金を導入し、経営に役立てる こと					
	政策目標の 達成状況			既に設立されている地方独立行政法人は、その全てについて、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっている。これにより、 ・公益目的事業を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することによる地域の公益増進 ・地方独立行政法人に対する外部資金の導入 が図られているところ。					
有効性	要望の措置の 適用見込み								
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)			現行、地方公共団体に対する寄付金等については、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっているところ、新設される市区町村の窓口関連業務を行う地方独立行政法人に対する寄付金等についても同様に特例措置の対象とすることにより、地方独立行政法人化された後においても、引き続き、寄付が促進される。					
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置			なし					
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額			なし					
		の措	の予算上 置等と 項目との	なし					
	要望の措置の 妥当性			現行、地方公共団体に対する寄付金等に係る課税標準の特例措置が認められていることに鑑みれば、市区町村の窓口関連業務を行う地方独立行政法人についても同様の特例措置を認めることは妥当である。					
			ページ	6—2					

税負担軽減措置等の 適用実績	既に設立されている地方独立行政法人は、その全てについて、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっている。これにより、 ・公益目的事業を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することによる地域の公益増進・地方独立行政法人に対する外部資金の導入が図られているところ。
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	_
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	既に設立されている地方独立行政法人は、その全てについて、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっている。これにより、 ・公益目的事業を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することによる地域の公益増進・地方独立行政法人に対する外部資金の導入が図られているところ。
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	既に設立されている地方独立行政法人は、その全てについて、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっている。これにより、 ・公益目的事業を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することによる地域の公益増進・地方独立行政法人に対する外部資金の導入が図られているところ。
これまでの要望経緯	 ・平成15年度地方独立行政法人法制定:地方独立行政法人の対象業務中、試験研究機関、病院事業、社会福祉事業、介護老人保健施設、公立大学法人に関する特例措置が実現 ・平成25年度地方独立行政法人法改正:地方独立行政法人の対象業務中、博物館、美術館、植物館、動物園又は水族館に関する特例措置が実現
ページ	6—3